

五監公告第4号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成26年3月28日

五 泉 市 監 査 委 員
柄 沢 則 夫
平 井 敏 弘

1. 監査の種類

定期監査

2. 措置を講じた対象課

健康福祉課

(地域振興課の健康福祉課に属する業務及び五泉市障がい者基幹相談支援センターを含む)

3. 監査の期間

平成25年11月30日～平成25年12月24日

4. 監査の結果及び講じた措置内容

監査の結果(指摘事項)	措置内容
① 附属機関等において、五泉市附属機関等の設置及び運営基準要綱に基づかない事例が見受けられた。今後、適正な事務処理に努められたい。	五泉市附属機関等の設置及び運営基準要綱に基づいた予算の執行となるよう改め、また、合議のうえ、会の意思決定を行う附属機関については、条例で規定いたしました。今後は、要綱に基づいた適正な事務処理に努めてまいります。
② 補装具費支給事務において、不適切な事例が見受けられた。補装具費支給制度に基づいた適正な事務処理に努められたい。	ご指摘の不適切な処理については、訂正処理を行いました。今後は、補装具費支給制度に基づいた適正な事務処理に努めてまいります。
③ 補助金交付事務において、不適切な事例が見受けられた。補助金交付規則に基づく適正な事務処理に努められたい。	補助金交付規則に基づく適正な事務処理に努めます。